

南知多町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく福祉用具購入費等を支給する際に受領委任払いを行うことにより、要介護被保険者等の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉用具購入費等 法に規定する居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費をいう。
- (2) 要介護被保険者等 法に規定する居宅介護被保険者及び居宅要支援被保険者をいう。
- (3) 事業者 法に規定する特定福祉用具の販売事業者及び住宅改修を行う業者をいう。

(適用要件)

第3条 受領委任の対象者は、町が行う介護保険の要介護被保険者等とする。ただし、法第66条の規定により支払方法が変更されている者は、除くものとする。

(事業者の登録及び受領委任払支給申請)

第4条 要介護被保険者等から受領委任を受けようとする事業者は、あらかじめ福祉用具購入費等受領委任払事業者登録（変更）申請書（様式第1）及び確認書（様式第2）により町長に届出をし、登録をしなければならない。

- 2 要介護被保険者等からの受領委任により事業者への利用負担額の支払に代えようとするときは、介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第3）又は介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第4）により、事業者に申し出なければならない。
- 3 前項の申し出を受けた事業者は、これに同意したときは、当該支給申請書に必要事項を記入し、これを要介護被保険者等に交付するものとする。
- 4 前項の支給申請書を受け取った要介護被保険者等は、これに給付に関する証拠書類その他必要な書類を添付して町長に速やかに提出するものとする。

(支給決定)

第5条 町長は、前条の支給申請書を受領したときは、速やかに内容を審査し、給付の可否を決定するとともに、その旨を介護保険受領委任払のお知らせにより要介護被保険者に通知し、介護保険受領委任払決定通知書（様式第5）により事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により支給を決定したときは、速やかに福祉用具購入費等を福祉用具購入費等受領委任払事業者登録申請書で指定する預金口座に振り込むものとする。

(不正受給)

第6条 町長は、事業者が受領委任の方法によって、不正に福祉用具購入費等を受給したことを確認した時は、その費用の全部又は一部を事業者から返還させるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。